

北海道臨床工学技士会 支部規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道臨床工学技士会の定款第2条第2項に規定する支部について必要な事項を定め、定款第4条に規定する事業を円滑に展開するための組織として設置する。

(名称)

第2条 支部の名称は、別紙1に準じて名称を付け公益社団法人北海道臨床工学技士会地区支部とする。

(構成)

第2条 この支部は公益社団法人北海道臨床工学技士会定款第3章第5条の会員により組織され、別表1に定める支部管轄内の臨床工学技士にて構成する。

(設置)

第3条 支部は、理事会の決議によって必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(役員)

第4条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1人
- (2) 副支部長 1～3人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 会計 1人
- (5) 執行委員 必要人数

2 支部長は、原則として会長が任命する。

3 支部長の任期は2年とする。

4 副支部長及び事務局長、会計、執行委員は支部長が任命する。

(事業計画と報告)

第5条 支部の事業計画は、定款第3条の目的及び第4条の事業に基づき、事業年度の12月末日までに、事業報告は3月末日までに理事会に報告する。

(予算案)

第6条 支部の予算案は、定款第3条の目的及び第4条の事業に基づき、事業年度の12月末日までに理事会に提出する。

(事業執行)

第7条 支部の活動は、定款第3条の目的及び第4条の事業並びに支部の年度事業計画に基づき、支部長の責任において行うものとする。

(会計)

第8条 支部の経費はこの法人により支弁する。

2 支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、支部の運営に関して必要な事項は理事会に確認の上、支部長が定めるものとする。

附 則

1 この規程は、令和元年12月1日から施行する。(令和元年11月30日臨時総会決議)

(別紙1)

支部地区管轄一覧

公益社団法人北海道臨床工学技士会地区支部の管轄区を以下に定める。
地方は北海道総合復興局または復興局のものとする。

- ・ 石狩支部 (石狩地方)
- ・ 道北支部 (宗谷地方・上川地方)
- ・ 釧根支部 (釧路地方・根室地方)
- ・ オホーツク支部 (網走地方)
- ・ 十勝支部 (十勝地方)
- ・ 空知支部 (空知地方・留萌地方)
- ・ 日胆支部 (胆振地方・日高地方)
- ・ 後志支部 (後志地方)
- ・ 道南支部 (檜山地方・渡島地方)